

平成28年度 東京都税制調査会
第5回小委員会 議事録

日 時 平成28年10月7日（金）午後2時00分～
場 所 都庁第二本庁舎南側 31階特別会議室22

平成28年度 東京都税制調査会第5回小委員会

平成28年10月7日(金) 14:00~16:04

都庁第二本庁舎南側31階 特別会議室22

【税制調査課長】 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

〇〇先生がまだ到着なさっておりませんが、20分ほど遅れるということで事前に御連絡をいただいておりますので、始めさせていただきますと思います。

また、本日、〇〇委員が都合により3時45分に御退席をなさると伺っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第5回小委員会次第」「座席表」でございます。

その右側ですが、「平成28年度東京都税制調査会答申(案)」でございます。

さらにその右側は、その他の議題に関する資料でございます。

その他は参考資料でございます。

それでは、この後の進行は、〇〇小委員長にお願いいたします。

【〇〇小委員長】 本日は、お忙しい中お集まりいただき、どうもありがとうございます。

ただいまから平成28年度東京都税制調査会第5回小委員会を開催させていただきます。

本日は、まず、平成28年度東京都税制調査会答申(案)について御審議をいただきます。第4回小委員会でいただきました御意見を踏まえて、答申の案文を修正いたしましたので、修正箇所を中心に御審議いただきたいと思っております。

そうしましたら、初めに、事務局から、「I 税制改革の視点」について、修正箇所の説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、資料「平成28年度東京都税制調査会答申(案)」をごらんください。

前回の小委員会で答申(素案)について皆様の御意見を伺いました。修正した部分を中心に御説明をさせていただきます。また、それ以外に語句の統一をしたところがございますが、御了承いただきますようお願いいたします。変更箇所には網かけを付してございます。

最初に、表紙をおめくりいただきまして目次ページをごらんください。構成に変更はございませんが、項目として「はじめに」と、巻末に(参考資料)を追加しております。

まず、「I 税制改革の視点」でございます。

3ページをごらんください。2行目、3行目の合計特殊出生率ですが、「人」がつかないため削除いたしました。

また、上から3行目について、出生率の回復で人口減少を止めるのは困難な状況に来ており、人口減少を前提とした税制とならざるを得ないという御意見が前回の小委員会でございました。「出生率が相当に回復しない限り、人口減少が止まることはない。」という部分を、その御意見を反映して削除しております。

また、3つ目のポツ、「核家族化の進展」という言葉につきまして、現状に即して「単身世帯の増加」と変更いたしました。

続きまして、4ページをお開きください。枠の中、「住民に身近な」という表現ですが、基礎的自治体を連想させるとの御意見を受け、「地方自治とは、地方自治体が住民の意思を尊重し、」と修正しております。この表現は平成27年度の答申の記載を踏襲しております。

また、自主的・自立的な行財政運営を行うには、総体としての財源を確保する、特に社会保障経費を確保する

ことが非常に重要だということから、社会保障・税一体改革については総論でも触れる必要があるという御意見をいただきまして、1つ目のポツの最後に「また、社会保障財源確保のための消費税率（国・地方）の上げを柱とする社会保障・税一体改革においても、地方の役割の増大に見合った財源保障は未だ確立されていない。」を追記いたしました。

5ページ目2つ目のポツでは、政策課題に合わせた税財源を確保することが必要という視点を盛り込むべきとの御意見をいただきまして、「このように、地方自治体の役割が拡大していることを踏まえれば」と変更しております。

続きまして、その下に、「国と地方の財源配分を示した図表」を前回おつけしておりましたが、重要なのは、国と地方の歳出割合や税収割合ではなく、政策課題に合わせた税財源が確保されることであるという御意見を踏まえまして、本文からは削除し、参考資料といたしました。

続きまして、7ページをごらんください。こちらは「国と地方の長期債務残高の推移」に関する図表がございました。国の長期債務残高が増えていることを表す図表である一方、地方の債務残高は減っており、図表が効果的に活用できていないという理由から、本文からは削除し、参考資料への掲載といたしました。

9ページをお開きいただき、枠内をごらんください。「社会保障、教育、就労支援など総合的な取組が必要であり、」と当初していたものですが、「社会保障、教育、労働政策」とすることで、例示する施策のレベル感をそろえました。

続きまして、12ページの「活力ある社会の実現」をごらんください。

1つ目のポツ「グローバル化の時代を勝ち抜くためには、」という表現を当初使っていた点について、「勝ち抜く」のかわりに公共部門的な表現ができないかという御意見がございました。また、「投資や人材の移動を促進し」という点について、「海外から国内への投資や人材の移動を促進し」としたほうが、より趣旨が正確に伝わるのではないかと御意見を受け、「日本全体を持続的発展に導くためには、海外から国内への投資や人材の移動を促進し、経済のグローバル化がもたらす様々な利益を享受していくことが必要」と修文しました。本文も同様の趣旨で修文をしております。

また、同じ枠内3つ目のポツで、「税制上の優遇措置を効果的に活用」としている部分について、軽課だけではなく、重課で集めた税収を活用して特定の施策を推進することで、社会経済の活力向上につなげるという視点も重要。軽課のみを連想させる「優遇措置」という表現は避けるべきであるとの委員からの御指摘をいただきまして、「税制を効果的に活用することで」としております。

続きまして、13ページをごらんください。ページ中段の「（2）誰もが輝ける社会の実現」につきまして、「自分らしく生きていける社会の実現」としてはどうかという御意見を委員からいただきまして、修文をしております。

ここまでで一旦終了させていただきます。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。特に前回欠席された委員の皆様方、ぜひ、いろいろと御意見いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。どうぞ。

【〇〇委員】 12ページの「5 活力ある社会経済の実現」の最初の要約部分のポツの1つ目で、これは主語が何なのだろうと、今、ふと思ったのです。つまり、「日本全体」を持続的発展に導く」になっていますね。そして「さまざまな利益を享受していくことが必要」とありますが、この文章だと、東京都が享受していくことが必要なのか、誰が享受していくことが必要なのかちょっと曖昧なのかなと感じますが、いかがでしょうか。

【〇〇小委員長】 なるほど、ありがとうございます。

この点は、前回、日本の他の地方から引っ張ってくるというのを意図するところではないということがあっ

て、他方、日本はもう少しオープンで、いろいろな形で海外からの投資や人材流動性を高めていくことは基本的にいいことではないかということもあって、こうした表現になりましたので、〇〇委員がおっしゃったように、東京都がと補って読めるふうにも書かれてありますが、海外から国内への投資とも書いてあるのですね。ですので、主語が東京都なのか、日本なのか、確かにわかりにくいですね。

【税制調査担当課長】 今の〇〇委員の御指摘ごもっともなのですが、ここでの趣旨は、日本全体が持続的に発展していくためにはという趣旨で書いておるのですが、東京都が日本全体を持続的発展に導くということは想定しておりませんので、やはり文章的な問題があるので、こちらは考えさせていただければと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、そういう趣旨をはっきり文章の形にしてあらわしていくような修文をさせていただきたいということですね。

【〇〇委員】 恐らく、「日本全体を持続的発展に導く」を文章の末尾に置くと、すっきりすると思います。例えば、「経済のグローバル化をもたらす様々な利益を享受していくことが、日本全体を持続的発展に導く。」だと、はっきりすると思います。御検討ください。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかの点、ございますでしょうか。今回の答申の特徴なのか、東京都における税をめぐる諸課題というのは、3のところ特に集中して議論しておりますので、〇〇委員から御指摘のあったところも含めて、東京都特有のことを議論しているというよりも、地方税全体、そういう意味では全国的レベルでの議論を、少なくともⅠからⅡは主として展開していると受け取っていただければと思います。

〇〇委員、よろしくをお願いします。

【〇〇委員】 4ページなのですがけれども、分権改革は重要なのですが、追記された「また」という最後の文章ですが、三位一体改革の話から段落を変えずにそのまま続けているということは、同じ文脈で並べていいものなのかなと思います。並べるならば段落を変えるか、それぐらいかなと。内容は別に異存はないのですが、社会保障・税一体改革は地方分権改革を進めるために行われているわけでは必ずしもないので、社会保障の財源確保のためと、実際、この文章にも書かれているとおりで。ただ、財源確保が不十分だということについて言及することは、それはそれでよいと思いますので、段落を変えるのがいいのかなと。つまり、最後の文章だけ一段落別にする。若干短目ですが、それ以降、5ページを見ても、ワンセンテンスで一段落をなしているところもありますので、悪くはないのかなと。

あと、「地方の役割の増大に見合った財源保障」ということなのですが、これは地方交付税の言葉使いとしては合っているのですが、この後、地方消費税の話も言及するので、「財源確保」と、もう少しニュートラルにしてもいいのかなと。地方の役割の増大に見合った財源確保は確立されていない、つまり、8%から10%に引き上げることに伴って地方消費税率も引き上げられるということなのだけれども、それができていないことを言及することはいいと思いますので、地方消費税、地方交付税含めてなのだろうとは思いますが、財源保障というと地方交付税に限った話になってしまう。さすがに地方消費税の税収が財源保障と言うかということ、私の言葉使いからすると、そうは言わないのではないかと。地方交付税に限った話ではないかと思いますが、2つ合わせてだと思いますから、もう少しニュートラルな「財源確保」という言葉でもいいのかなと思います。

【〇〇小委員長】 となりますと、4行が網かけされていて、その3行目のところは、「見合った財源確保は」でいい。

【〇〇委員】 としていただくといいのかなと思いました。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、ほかの点もございますでしょうか。もし、ほかの点もございましたら。

【〇〇委員】 いえ、これで。

【〇〇小委員長】 では、会長。

【〇〇会長】 ただいまの御意見、御提案ですけれども、確かに「財源保障」という言葉を狭い意味で使うか、広い意味で使うか、人によって使い方が違うのかもしれませんが。どちらもあり得るのだと思いますので、ここは中立的にするのであれば、「財源確保は未だになされていない」ぐらいですかね。そういう言い方にするということではよろしいのではないのでしょうか。

【〇〇小委員長】 Iについて、これ以上御意見がないようでしたら、次に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。もしございましたら、途中でIに戻ってコメントをしていただいても構いませんので、IIに移りたいと思います。「II 税制改革の方向性」の1から3までについて、修正箇所の御説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、15ページをお開きください。枠の中の2つ目のポツ「所得循環の生産、分配、支出という三つの局面でバランスよく課税」という部分につきまして、表現がわかりにくいとの御意見をいただきまして、「三つの局面」を「三つの課税ポイント」と変更いたしました。以降、「三つの局面」という言葉を使用している箇所については、全て「三つの課税ポイント」と変更しております。

続きまして、「2 地方消費税」です。19ページをお開きください。枠の中で「地方消費税の割合を一段と高めていくよう、国に強く求めていく必要」という部分につきまして、消費税のうちの地方消費税の割合を高めるのか、地方税収全体に占める地方消費税の割合を高めるのか、委員の皆様の中でもそれぞれ御意見がある部分であるため、「地方消費税を一段と充実していくよう、国に強く求めていく必要」と修文をいたしました。

続きまして、「3 地方法人課税について」です。30ページの上から2行目をご覧ください。「中小法人の定義については、法人の活動実態の変化に応じて柔軟に対応するべき」としていた箇所です。こちらにつきましては、定義について柔軟に対応するという表現では、何らかの特例措置を講じるというニュアンスを与えてしまう。資本金のみを採用している現行の定義自体を再検討する必要性について言及するべきという意味の御指摘をいただきまして、「中小法人の定義については、資本金以外の指標を組み合わせることにより、法人の規模や活動実態を的確に表す基準へと見直すことも考えるべきであるとの意見もあった。」と修正をしております。

なお、32ページからの「地方法人税の課題」について、特に33ページの2つ目のポツで地方法人税について言及をしております。御意見がありましたら、この部分について御意見をいただければと思います。

続きまして、34ページの「企業版『ふるさと納税』の問題点」につきましても、御意見をいただければと思います。

なお、その前提として記載している「個人の『ふるさと納税』」につきまして、「受益と負担の関係を歪める制度」としている点につきましては、今年度答申で加えた部分となります。

本パートについての説明は以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今、御説明いただいた部分について、委員の皆様方から御意見いただければと思います。

【〇〇委員】 以前の小委員会でも似たようなことを申し上げたことがあるのですが、32ページ、33ページの「地方法人税の課題」のところで、昨年、一昨年のこの都税調の答申を見ても、いわゆる税源交換論は否定しているようですけれども、その点についてはどうなのでしょう。結論として、総体としての地方税財源を拡充する方向で税制改革が進められるべきだというのはそのとおりでと思うのですが、その結論に至るロジックの中で、いかなる形でも現行の地方法人課税を国税に移すことは許されないという論調なのですが、それはほかの委員の皆様は異論なしということなのでしょう。私は税源交換という選択肢も視野に入れるべきかなと。そこは難しいところではありますけれども、ほかの委員の皆様はどうお考えか、お聞かせいただければと思います。

【〇〇小委員長】　そうですね。この点は大きい点でしょうし、一度意見交換をしておいてもよろしいかと思
います。

〇〇委員、どうぞ、お願いいたします。

【〇〇委員】　具体的に修正案を示していただかないと、イエスともノーとも何とも言えないという感じなの
ですが。

【〇〇委員】　そもそも地方の税源であり、特に都市の重要な税源である法人住民税の法人税割を国税に移管
することは地方の課税権を侵害するものなので、あってはならないという論の立て方もあるとは思うのですね。
すると、偏在性の高い税源を国に移すかわりに、偏在性の少ない税源を地方に持っていくという税源交換も同時
に否定することになりますが、それでよいのかということです。最近の地方法人税のようなやり方は、結局、地
方財政計画の総額が抑えられ、地財計画上の地方一般財源の総額がほとんど伸びない中で、結局、地方消費税と
いう形で税源を拡充すると、どうしても、いわゆる不交付団体の水準超経費見合いの税収が地財計画の収入に占
める割合が増えてしまうので、基準財政需要額は縮小せざるを得なくなってしまいます。それではまずいというこ
とで、偏在性の是正措置として国がやっているわけですね。

こうした実情に対して、そもそも地方の一般財源を、あるいは地財計画上のマクロの財源保障をもっと拡充せ
よということはあると思うのです。つまり、地方法人税のように地方税源を取り上げて配りなおすような偏在
性の是正措置よりも、そもそも国がしっかりマクロの財源保障責任を果たせと。だから総体としての地方税財源
を拡充すべきだというなら私は100%賛成なのですけれども、そうではなくて、いわば次善の策としての偏在是
正措置まで否定するのはどうなのかなと。答申案で税源交換というオプションを否定していることに対して、は
っきり反対するわけではないのですけれども、税源交換という考え方もあり得るだろうとは思っているのですね。

【〇〇小委員長】　〇〇委員、よろしく申し上げます。

【〇〇委員】　税源交換が何を意味しているのかとか、その周辺の御説明はわかるのですけれども、地方法人税
は別に地方の財源に対して減らしているわけではなくて、地方総体としては、地方法人税は結局のところ、地方
自治体に交付税で配られているという意味においては、地方一般財源総額をプラスにもマイナスにもしていない
という話ですね。ただ、東京都からすると奪われるだけだという話なので、そこを32ページ、33ページで書
いていると。特に33ページのふるさと納税の手前の最後の段落のところ、法人住民税を復元するとしたところ
まででは、確かに偏在性はあるのかもしれませんが、地方総体としての財源に関してはプラスでもマイ
ナスでもなくて、単に分配の問題というか、誰が取るかというだけの話をしているにすぎないので、ここまでの
話と、総体として最後の2行のところは、いろいろな可能性を含んでいるというニュアンスなのだろうと私は思
っているのです。個別具体的に税源交換するだとか何とかではなくて、極端に言えば、ここは明言は避けている、
いろいろな方策を考えてほしいという意味なのかなと思っているのです。

税源交換の話を持ち出すと、極論すれば、プラスマイナスゼロだという地方法人税ないし法人住民税と消費税
とを交換するといったときに、当然、比較する時期によっては、中長期的に見ると得失が出てくる。つまり、法
人税収が多いときに消費税と取りかえらなくなったときに、税率1%当たりの税収は幾らだとか何とかという計算
をきつとするのでしょうけれども、そのときに交換するのと、景気が悪いときの税率1%あたりの財源をどう交
換するかという議論が間に入ってしまうので、結構複雑な連立方程式を解かなければいけないというか、結局、
では何が言いたいのですかと言われたときに、一息のんでからしゃべらないといけないというか、ここに一気に
わあっと、法人住民税に復元せよと言っているのに続けてさらにという、ないしは復元する手前で変えてから、
さらに戻して、かつ地方税財源も拡充せよというところ、ちょっと複雑な文章構成というか、結局、地方法人税
は戻してもらわなくていいということですかみたいな感じになってしまう懸念があるのかなという気がしてい
て、なので、おっしゃっている意味はわかるのですけれども、地方法人税自体が地方税財源を奪っているという

わけではないというところがややこしい。東京は減っているけれども、ほかの自治体で、交付税として増収になっている自治体があるということ余り角を立てずにここで言っているの、ちょっとふたをしておいたほうがいいのか、この程度で、私は原文どおりでいいと思っているのですけれども、そういうことなのかなと思っています。

【〇〇委員】 今の〇〇委員の御説明、非常によくわかりました。ただ、ここの書きぶりは、平たく言ってしまうと、この措置によって、いかに東京都が損したかを強調する感じになっているわけですね。東京都がそれを御主張なさるのは全く自由ですし、都民の生活をあずかる東京都としては、なるべく豊富な税源を求めることも理解できるけれども、税制調査会として、東京都が損している、だから地方法人税を復元しろと読めるような筋立てでいいのだろうかとは思うのですが、皆さん、全然そこに違和感がないのでしたら引き下がります。

【〇〇委員】 〇〇委員のおっしゃる意味はよくわかります。ただ、それを生々しく言わないように工夫しているというのがこの文章なのかなと思っています。つまり、課税権の侵害だということどまりで、お金を奪われて、その分、ほかで収入を得ている自治体があるのではないかとはいここで言っていない。勘のいい人は、全体を見渡して、東京都が税収が減っているというか、財源が失われているということだとすると、その分、オールジャパンでプラスマイナスゼロだといえば、ほかの自治体でプラスになっているところがあるのではないかとことなのかもしれませんけれども、そこに直接フォーカスを当てると角が立つので、それはあえてここでは言及してなくて、課税権の、本来、地方税なのだから、なぜそれを国税にしてしまうのかということのみ言及していると私は理解をしていて、もし財政力格差の是正という話をするのだったら、まだほかの方法があるだろうということを言っているし、かといって、ほかの自治体の税収が増えなくていいと言っているわけではないから、地方税財源の拡充ということをあわせてここで言っているということで、きな臭いところはオブラートに包んでいるというか、そういうふうには私は理解をしていて、上品なところでおさめているのではないのかなと、私は勝手に思っているのです。

【〇〇小委員長】 〇〇さん、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 文案があるわけではないのですけれども、都税調の報告を見るときに難しさというのがここに凝縮されている感じです。東京都としての立場での発言と、地方全体での発言がどうしても混在していて、いかに全体としてあるべき方向を示していくのかという難しさが、地方法人税のところでも出ています。その観点で見ると、地方全体としての地方税の方向性という意味では、最後の1行ぐらいのところ、一応、織り込んでいくという感じなのですが、バランスがちょっと悪いですね。〇〇委員が言った感じで言うと、都税調で東京都の主張をどこまで出すのかということだと思えます。そうすると、地方税財源を拡充する方向でと言っている部分を、安定的な財源とか、地方消費税等を含めたというぐらいの形で、地方財源を確保していくような形の税制改革というような書きぶりになれば、総体としてこういう方向だと示し、その中での東京都の税制を語るという位置づけにできるのではないかと思います。

もう一つ、これと関係すると言えば関係するのですけれども、分割基準に関しての部分で、31ページ目のところに掲げてあるものです。私が出席をした際に分割基準の話が出て、一度確認をした部分です。文面を見ると、法人事業税に関して、分割基準は基本的に従業員の数が、簡便な基準としてふさわしいと書いてあります。今回、これで書いても、余りあれ？とは思わないと思うのですが、今後、法人住民税の話を一緒にしだしたときに、やはり分割基準の話が出てきて、そこ性質は違うのだけれども、分割基準が同じになるという点が気になります。付加価値を生み出す生産要素の中には、一応、物的な設備系のものも入っているので、そこも若干考慮するような意味で、分割基準をもうちょっと広目のものを示しておいた上で、簡便なものとして従業員数もあるという示し方しておいたほうが、後々いいのではないかと気がしています。

以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ということで、先ほどの議論になった点については、〇〇委員としては、総体として地方税財源を拡充する方向で税制改革と、すらすらと1行程度書かれているわけですが、ここをもう少し記述を拡充する方向で修正してはどうかということよろしいでしょうか。つまり、東京都の利害得失の観点に立った記述が非常にここは支配的に書かれていて、都税調の役割としては、地方全体にとって望ましい財源という税システムという観点から、最後の1行で書かれている部分をもう少し書くべきではないかということですね。

31ページがちょっとよくわからなかったのですが、もう少し意図を御説明いただくと、〇〇委員の意図としては、分割基準を議論する際に、本来あるべき姿というのが、多分、〇〇委員としてはおありで、それから見て、簡便であるということだけで従業員に絞り込むことに問題ありとお考えというのが背景にあるということでしょうか。

【〇〇委員】 参考資料の11ページのところに、「付加価値に占める人件費の構成」のがあります。趣旨は、付加価値の中で人件費の占める割合が大きいので、簡便な基準として、これをもとにやったらいいのではないかということだと思いのですね。しかし、課税ベースが付加価値だとすると、ほかの部分の生産要素については見ていないわけですね。だから、簡便な基準でやるという意味ではわかるのですが、簡便な基準ではない基準というのは、もともとやっているようなやり方を考慮しているものがあるわけですね。それに対して、法人住民税のほうの話は、そもそも課税ベースが違いますね。だけれども、結果として従業員数でやっているわけですね。その辺の話を考えて、簡便な基準でと書いてあるという意味では、悪くはないと思いののですが、余り言い過ぎると、付加価値を生み出すほかの生産要素について、東京都は切り捨てるという形で、東京都として言っている部分なのかなという気もするところですが、法人住民税との関係で、両並びにしたときに、どういう書きぶりをしていくのかということまで少し考えると、ちょっと気になります。今回、これを書いたからといって、特にそこがあるとかいうわけではないのですが、法人住民税の分割基準との関係でちょっと懸念をしているというところでもあります。

【〇〇小委員長】 修文するとしたら、何か御提案はあるのですか。こう直しておくと、そういった点は誤って読まれることがないですよ。

どうぞ。

【〇〇委員】 ちょっと先生の理論とずれてしまうかもしれませんが、11のところで人件費がだんだん増えてきたというのは、金融政策で金利がすごく安くなっていて、人件費は、今、社会保障費や何かでどんどん上がっているから、そういう意味で目立ってきているのではないかという気がするのですが、それも一つ要因にあるのかなと。それが全てではありませんけれども。何となく、これを見ていて、決算をやっていて、家賃とか、利息が低いので、それに対して、社会保険料の上がっていくのとか、人件費の上がっていくのを感じました。ちょっと視点がずれているかもしれません。

【〇〇小委員長】 簡便であることの意味ですが、従業員数を使うことは、今、〇〇委員が御指摘のように、実際、利子とか、他の付加価値、構成要素が小さくなって、人件費が非常に大きくなってきている。7割以上になってきているのですかね、ちょっとわからないのですが、ですので、従業員数を使って、実際付加価値の代替要素として差し支えないというだけではなくて、計算上の問題もないのですかね。従業員に変えて、支払利子とか、支払配当とか、付加価値項目をなるべく多く入れましょう、正確になるとなると、これはこれでなかなか大変なのではないでしょうか。簡便にというのは、多分、実務上の意味も含まれていると思うのです。ただ、ここでの趣旨は、恣意的に、分割基準が地方に実質税収を配分していくための、ある種の財政調整手段として使われてきたことに対する批判の意味ももちろん含まれていて、従業員数が一番付加価値に近い、相似する指標である、近似した指標であると同時に、非常にシンプルにこれを使うことによって、操作可能性をなるべく

排除すべきだということですね。このあたり、御意見ございますか。

会長、今の議論、その前のところも含めて。

【〇〇会長】 分割基準のほうはちょっと措いておきまして、その前の地方法人税に関する議論です。32ページから33ページにかけての議論は、基本的に一般論として書いております。東京都の見解というよりは、32ページの最初のほうから見るとわかりますが、世の中に交付団体と不交付団体があって、もちろん交付団体のほうが多いことは皆さん御存じのとおりですが、これは流動的でございます、毎年、数が動きます。もちろん、これは都道府県だけではなくて、市町村も当然含まれている問題です。そういう意味で言うと、例えば、これを利害という形で捉えますと、あたかもそれが交付団体対不交付団体という形に捉えられてしまうことがございます。そう考えたうえで、これは東京都特有の問題というよりは、財政調整的な措置を、既存の地方税で吸い上げて、それを再分配するという形でやるのがいいかどうかという議論として、ここでは掲げております。ですから、これは第3部の東京都としての問題というところではなく、一般論としてここに入れているわけです。

そう考えたときに、確かに〇〇委員が言われたとおり、この問題を前向きに捉えて、地方団体全体のコンセンサスもとれるような方向で考えていこうとすると、地方財政計画の拡充であるとか、それに対する財源保障の仕方というものを、地方税、地方交付税の制度全体で捉えていかなければいけないものだと思います。それが、この最後の「総体としての地方税財源を拡充する方向で税制改革が進められるべきである」という一文の中に込められているというのはそのとおりなのです。けれども、そこまでのところについて、具体的な議論はできておりませんので、今のところはこういう表現にしてある。ただし、その前のところまでは、一昨年、昨年と相当の議論を積み重ねて、こういう表現に落ち着いているところでございますので、そこはここでは触らないでおきたいと思っております。最後の1行をどう表現するかについては、ちょっと考えさせていただきたいと思っております、そういう対応をしたいと考えております。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 今の御説明で承知いたしました。せめて酌み取っていただけるなら、33ページの最後の2行、「総体としての地方税財源を拡充する方向で税制改革が進められるべきである。」となっているわけですが、今、会長がおっしゃったような趣旨が込められているのであれば、それは恐らく税制改革だけの話ではなくて、国による財源保障なども含めた話なわけですね。なので、「税制改革が進められるべきである。」ではなくて、「総体としての地方税財源を拡充する方向がとられるべきである。」といった書き方にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【〇〇小委員長】 会長、どうぞ。

【〇〇会長】 適切な表現について、ちょっと思いつきませんので、今、御意見いただいたものを踏まえて、考えさせていただきます。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

先ほど〇〇委員にお尋ねしていたところなのですが、分割基準に対して、何か具体的な修正案みたいなものももしございましたら。

【〇〇委員】 恣意的に変えられていること自体を批判している点は理解しています。方向性としてはそれでいいと思うのですが、簡便的な方法として人件費だってあるではないか、という形で終わっていくという部分が気にかかっているということです。付加価値を生む生産要素の配置に応じて分割するような形が本来であれば望ましいとか、そういう書きぶりを書いておいて、今、人件費が7割ぐらいを占めているので、簡便的な手法として、そうする手だってあるではないかという言いぶりならわかるのです。けれども、突然、簡便的な人件費と言い過ぎてしまうと、間の議論が抜けている気がするので、ちょっと何か入らないかなと。付加価値に応じ

て配分する趣旨は書いてあるわけですから、しかも付加価値の中身については、参考資料でも出るわけですね。その穴を埋める形の表現で一言入ると、後々、法人住民税のほうとかで分割基準の話をするときでも、考え方が違うところでの分割基準の考え方で別立てになるわけですね。結果として同じになるかどうかはわかりませんが、そういう意味で、突然人件費だけを出し過ぎてしまうと、後々議論を詰めるときに整合性がとりづらくなるのではないかと、そういう趣旨です。

【〇〇小委員長】 よくわかりました。こちらで引き取らせていただいて、今、〇〇委員が御指摘になった点、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

〇〇委員。

【〇〇委員】 別の件でよろしいですか。ふるさと納税の話です。個人のほうですね。33ページから34ページに書かれてありまして、どこまで数字が入れられるかではあるのですが、34ページの、個人のふるさと納税の最後の段落、「しかも個人住民税は」云々の部分に対応するような形で、参考資料でいいと思うのですけれども、東京都からどのぐらいふるさと納税で、外と言っても、本当に東京都の外かどうかわかりませんが、ふるさと納税として控除が適用されているということかという数字はたしか総務省とかから出ていると思いますので、本当は出と入りと両方あるといいと思うのですけれども、データを両方集めるのはなかなか大変ではあるので、数字がある限りで結構ですが、たしか控除の適用額は数字があるのですね。東京都の住民がふるさと納税で幾ら控除を受けたかというのがたしかあったと思うので、この最後の段落のところに対応する数字として、参考資料にその数字、最終的には事務局にお任せしますが、私のイメージで言うと、総務省とかが発表している全都道府県の数字を見て、東京から相当たくさん、住民が多いので当然なのですから、金額としては相当税額控除を受けておられることを示すような資料が参考資料にあるといいのかなと思います。願わくば、東京都ないしは都下の区市町村に入ってきている、ふるさと納税として受け入れている金額とがどう対応関係にあるかを数字として示すと、受益と負担の関係を歪めるという言葉と整合的な数字が参考資料で示せるということはあるのかなと思います。

【〇〇小委員長】 これは事務局にお聞きしたほうがいいのですが、データとしてはそれは可能ですか。本文ではないですね。参考資料に入れておくと。

【〇〇委員】 本文に残す図表も、今のトーンだと、最小限にとどめているような雰囲気がありますので、今、私が申し上げた要望を本文に入れてしまうと、こってりした図表になるので、参考資料で載せていただければ、それでも十分です。

【〇〇小委員長】 事務局、よろしくお願いします。

【税制調査担当課長】 今おっしゃった、都税として個人住民税がどれだけ控除されたか、これはデータとしてはとれます。ただ、ふるさと納税に関する寄附がどれだけあったかが、どこまで正確な数字として出せるかは、今のところ、はっきり申し上げられないのです。あと、本来、都税として入るべきところがどこに行ったかもやはりわかりませんので、事務局でどのような参考資料で、どこまでアプローチできるか、考えさせていただきたいと思います。

【〇〇小委員長】 本文の表現自体は、〇〇委員としてはいいですか。

【〇〇委員】 特に、これで。

【〇〇小委員長】 では、このセクション、どうでしょう。ⅠからⅢ、よろしいですかね。では、ここは一旦終わりまして、次のセクション、4から6まで、修正箇所の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 続きまして、4から6について御説明をいたします。

「4 個人所得課税」についてです。41ページをお開きください。「控除制度の再編」という中で、年金課税のあり方について記載をしておりましたが、今年度、議論を深めていない分野であることから、課題の指摘に

とどめております。この修文した文章ですが、平成26年度答申の文章としております。

なお、その下のポツ、遺族年金に関する記述については、素案のままとなっております。

また、給付付税額控除の検討に際しては、わかりやすい税制を目指してほしいという委員の御意見を受けまして、「給付付き税額控除の検討」の43ページの最後の行のところで、「税制の簡素化という視点にも留意しつつ」という点を加えております。

続きまして、44ページからは車体課税等の自動車関連税です。この部分につきましては、平成28年度税制改正により、自動車税及び軽自動車税において環境性能割の導入が決定したことを受け、今年度の「検討課題」とした分野です。第4回小委員会では、実は多くの時間が割けなかった分野であり、ぜひ今回、御意見をいただければ幸いです。

今年度の答申で新たに加えた点につきまして、御説明をさせていただきます。

「今後の車体課税の方向性」について、50ページの一番下のポツをごらんください。「今後の車体課税改革においては、我が国でも欧州諸国と同様に課税標準をCO₂排出ベースに切り替えた課税へと変革していくことが考えられる。」としておりまして、51ページの3つ目のポツで「車体課税において、環境重視の考え方の定着を図るためには、保有段階における環境性能割の導入を積極的に検討することが望ましい」としております。こちらは小委員会での御議論を反映した記載としております。

さらに、現行の税率区分で採用されている総排気量と乗用車の財産的価値の間には必ずしも比例関係があるわけではなく、環境重視の考え方を税制に組み込むべきという観点からは、その下の4つ目のポツで「総排気量のみを税率区分としていることが適正と言えるかどうかについて検討していく必要がある」といった部分を新たに加えております。

また、税負担水準の適正化に関する諸課題について、53ページの一番下のポツをごらんください。自動車税、軽自動車税のグリーン化特例における重課について、「重課は、新車新規登録からの経過年数を基準としているが、年々自動車の諸性能が高まっており、経過年数と環境損傷の程度は必ずしも相関関係にあると言えなくなっていることから、納税者の理解を得られるよう、重課対象者の適正化についても検討していくべき。」としております。この点も今年度追加した部分となります。

続きまして、「6 環境税制」です。

このパートにつきましても、第4回小委員会においては御意見がなかった部分ですが、今年度答申で踏み込んだ記載としている点につきまして御説明をさせていただきます。

60ページをお開きください。化石燃料に対する税負担のあり方についてです。一番下のポツをごらんください。都税調では、これまで下流段階での課税を全国ベースの地方税とすべきことを主張してきました。一方で「地球温暖化対策という観点を重視すれば、次善の策としての現実的な課税方法は、石油石炭税の更なる税率の上乗せが妥当である。」とするとともに、61ページの一番上のポツで「温対税については、現時点で更なる税率の引上げは予定されておらず、今後重課していく余地があると言ってよい」としております。小委員会での議論を踏まえ、昨年度より踏み込んだ記載としております。

続きまして、62ページをお開きください。最後のポツについても御意見を頂戴できればと存じます。「石油石炭税の更なる税率の上乗せを行う場合には、国と地方で適切に税収を配分するなど、地方自治体の役割に見合った税源確保のあり方を構築する必要がある。」とするとともに、現在の補助金による財源配分の方法の問題、また使途がCO₂排出抑制対策に限定されている点に触れ、63ページの上段で「各地方自治体への具体的な財源配分のあり方は今後の課題となるが、税収の一定割合を国から地方に譲与するなどし、その使途についても自治体の裁量に委ねることを検討するべきである」としております。

本パートにおける説明は以上です。

【〇〇小委員長】 どうもありがとうございました。

そうしましたら、今、御説明いただいた部分について、委員の皆様の御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

〇〇委員、よろしくお願いたします。

【〇〇委員】 前回出席していながら余り発言をできなかったというか、しそびれてしまったのですけれども、5番の車体課税のところでは3点ほど申し上げておきたいことがありまして、まず、46ページの下「車体課税の課税根拠」というところでポツが幾つかあって、その2つ目、3つ目にかかわるところなのですが、自動車税と軽自動車税の両方について、環境損傷負担金的性格があると記載されているのですけれども、根拠が違って、自動車税については、グリーン化しているから、そういう性格を持っているという書き方になっていて、軽自動車税については、環境に対して一定の負荷を与えているから損傷的性格を持っているという書き方になっているのですけれども、どちらも環境に対して一定の負荷を与えているので、実際の課税方法に基づいて、そういう分類もあっていいのですけれども、それを出発点にすると、こういうちぐはぐな記述になってしまうので、いずれも財産価値、道路損傷、環境負荷をもたらすという側面があるので、それらを踏まえた総合的な、総合的なというか、課税のあり方を検討すべきで、実際には重量税、自動車税、軽自動車税で、それぞれ異なった方法で課税されているわけですが、何でそういうことをする必要はあるのかという、その意義を本来は整理すべきであるという書き方にして、きちんとした税制改革の議論をしなければいけないよという方向に持っていくほうがいいのではないかなと思います。47ページの一番上のところが少し気持ち悪いなという感じがするので、御検討いただきたいというのが1つです。

それから、次に、52ページの「地方自治体における自動車関連税の重要性」の黒ポツ2つ目のところですね。「特に自動車取得税と重量税の減少幅が大きい」と、これは確かにそうなのですが、その理由について、エコカー減税等の措置によって、低燃費、低公害車の普及が高まっていることが主たる要因であると言っているのですけれども、これはそもそも税率を引き下げたという側面と、それによってエコカーが普及したという側面の両方が効いているはずなので、どちらがどれだけ減収に寄与しているかというデータがない限りは、エコカーの普及が主たる要因であるとは言えないはずですね。そういうデータがあるといいなと思うのですが、そこは少し言い過ぎなので、普及していることも寄与していると考えられるという程度の記述にとどめたほうがいいのではないかなというのが2点目ですね。

もう一つ、54ページの「地方税の充実確保に向けて」の黒ポツ3つ目のところで、「地方揮発油税、軽油引取税等の燃料課税については、地球温暖化防止のための炭素税としても位置付けることができる」と言っていて、最後、当面税率は維持すべきであると書いているのですが、炭素税として位置づけたとすると、財源調達を主たる目的とする現行税率の維持という話には結びつかなくなってくると思うのです。財源目的でかける炭素税もありますけれども、ここで言う炭素税はインセンティブ課税という側面をかなり重視していると思いますので、そうすると、どの税率が適切かというのは、外部費用の大きさによってくるということになるので、実際幾らお金を使うかという話とリンクしなくなりますので、そうすると、この税率が適正かどうかという話は、この文脈ではできなくなることになる。ただ、安定的な財源になっているので、それも踏まえて税率を検討すべきというのはいいと思うのですけれども、現行税率を維持すべきとまで言わないほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

以上、5のところについて3つで、本当は6のところにも3つぐらいあるのですが、5でとりあえず。

【〇〇小委員長】 事務局で何かお答えすることがありますか。

【税制調査担当課長】 〇〇委員、ありがとうございます。

まず、1点目の47ページは、軽自動車のほうが少し雑な書き方になっているかと思いますが、それぞれ財産税

的性格と道路損傷負担金、環境損傷負担金、自動車税のほうは割と根拠を丁寧に書いてはおるのですが、軽自動車税のほうは対応するような形で、しかも軽自動車税と自動車税で書きぶりが変わらないように、考えさせていただければと思います。

【〇〇委員】　書きぶりなのですからけれども、要するに自動車税はグリーン化しているので、グリーン化しているからという根拠が使えるのですけれども、軽自動車税の場合はグリーン化していないから、そもそも環境負荷を与えているからという理屈づけにならざるを得ないわけですよ。そうすると、根拠が変わってくる。でも、どちらも環境負荷を与えていることは確かなので、そっちの側面から書いたほうが整理しやすいのではないかということですね。

【税制調査担当課長】　軽自動車税のほうはそれがなかったので、このような書き方になっております。

2点目、52ページのところでですけども、おっしゃるとおりです。これはエコカーの普及の部分と税率引き下げ、どちらがどれだけ寄与しているか、数値化は不可能でございますので、ここは〇〇委員おっしゃったような代案の方向で考えさせていただきます。主たる要因というのは言い過ぎかと思えます。おっしゃるとおりでございます。

最後、54ページですね。ここは、地方としては、当分の間の税率を維持すべきだと考えているのですが、現行税率を維持するところ、決め手になるような理由づけが厳しかったのもあって、炭素税ということを持ち出したのですけれども、インセンティブ課税であるということと、それがダイレクトに現行税率を維持するということは、おっしゃるとおり結びつかない、まだワンクッション必要かと思えますので、ここら辺もまた検討させていただきたいと思えます。

以上です。

【〇〇小委員長】　ありがとうございます。

確認ですけども、軽自動車税も自動車税も、それ自体、軽自動車、自動車が環境に負荷を与えているので、軽自動車はグリーン化はまだされていないけれども、環境負荷を与えている交通手段であるところから、税制をよりグリーン化していく環境損傷負担金的なものへ、今後の社会的な要請もあり、変えていくことが重要であるという論理であれば問題ないということですか。

【〇〇委員】　そうですね。

【〇〇小委員長】　現状が自動車税のようにグリーン化されているから、環境損傷負担金的性格を既に持っている。軽自動車税はどうと書くと、2つの論理が合わないの、統一的にそこは書きぶりを変える。

【〇〇委員】　そもそも自動車の性格ということから、財産的性格と道路損傷と環境負荷という3つ全部、自動車であろうが、軽自動車であろうが、程度の違いはあれ、あるので、自動車の性格のほうからスタートしたほうがいいのではないかと思うのですね。現行制度から出発すると、やっている自動車税と、やっていない軽自動車税で、グリーン化すべき、という根拠が変わってきってしまうことになるので。

【〇〇小委員長】　そこはよくわかりました。ありがとうございます。

あと、54ページの炭素税のところは、恐らく、結果として事実上の炭素税になっているということで、ここは多分、財源としての地方税の充実確保に向けてと、タイトルもこうなっておりますので、かつては道路と結びついてたわけですけども、何らかの財源調達ということを考えて、その水準を維持したい。結果として、それが同時に炭素税としての機能も持つようになっているので、両面で引き下げは望ましくないという、そういう論理構成で、〇〇委員が御指摘のように、確かに炭素税、ピグー税みたいな発想でこれを読むと、ピグー税としての適切な水準は何か、あるいはポーモール・オーツ税として適切な水準は何かというふうな、ぱっと来るのですけれども、むしろこっちは財源の必要性というところから議論を始めるとして、結果として炭素税的效果を持っているので、下げてもつたいないのではないかというニュアンスが。

【〇〇委員】 おっしゃりたいことはよくわかるのですが、炭素税といったからといって、イコールピグー税的なものと必ずしも読むわけではないということなのかもしれないのですが、私などは炭素税と聞くとインセンティブ課税、ピグー税的なものが先に立つので、そうすると、この税率維持という話とは理屈が合わないと感じてしまうのですが、そこは読む人によるというか、読み方によるということですかね。要するに、財源目的として炭素税をかけた場合は、温暖化対策に使う費用があって、それを賄うために炭素を出している人に負担してもらうという理屈になりますね。そうすると、特定財源的な扱いになるわけですよ。だけれども、揮発油税は既に一般財源化されているわけで、財源目的というよりは、炭素税として正当化するとすれば、インセンティブ課税としての体でないかと制度化しにくいと思うのですね。なので、炭素税として位置づけることもできるという記述自体は悪くはないと思うのですが、そこでより重視されるべきはインセンティブの側面で、そうすると、財源とリンクするのがおかしくなってくるのではないかという印象を持つのですが、どうでしょうかね。

【〇〇小委員長】 特定財源には最近していないのですね。結局、温対税も入れて、一般財源で見合い額を戻しているという形なので。

【〇〇委員】 でも、温対税の一般財源というのは建前ですよ。実質的にはあれは全額特会のほうに。

【〇〇小委員長】 実を言うと、金額は必ずしも一致していないのです。一旦戻して、必要額に応じて戻しているの、確かに戻しているのですが、1対1で完全に特定化しているわけではないので。

【〇〇委員】 小委員長のおっしゃるとおりなのですが、ただ、一旦特会に入ってしまうと用途は特定されることになって、毎年、予算編成の中で、どれだけ一般会計に残せるかということのをせめぎ合っているというのが実態で、だけれども、一旦特会に入ってしまうと、この答申案でも、62ページ、63ページに書かれているように、やはり使いづらい、特会に入っているけれども、結構用途を縛っているという話ではあるので、そこは私は、62、63ページで書かれているトーンでいいと思っています。もう少し踏み込んで書くべきだという面もあるという点は後でつけ加えたいと思いますけれども、〇〇委員の御議論の流れでは、まず、ここまで。

【〇〇小委員長】 〇〇委員の御趣旨はよくわかりました。なかなか悩ましいところはあるのですが、最大限反映させていただくように、事務局とも相談しつつ修文させていただきます。ありがとうございます。

まだ時間がありますが、ほかの点でも構わないのですが、どうですか。

【〇〇委員】 62ページ、63ページの話なのですが、今度は温対税、ないしは石油石炭税に話に移っているところで、ここでは、まさに〇〇委員が御指摘になった、インセンティブ効果をより重視していくべきであるということが62ページの1つ目のポツというか、2段落目というか、そこに書かれているので、私はこれでいいと思うのですが、全体の、その前の自動車関連税の話とここのトーンをできるだけ合わせていただけたらいいのかなと思います。

その上で、1つ、違った側面から、読者のことを想定したときに少しわかりにくくなっているのかなと思う点を指摘させていただきたいと思うのですが、62ページの最後のポツで、「石油石炭税への更なる税率の上乗せを行う場合」と書いてある。だけれども、温対税は石油石炭税の上乗せ部分であるということなので、どちらを指しているのかというところが少しわかりにくい。ここは割り切りなのか、割り切らずにあえてぼかしておくのかという判断なのだと思いますけれども、その前段に補助線めいたものがあるのは60ページの最後と61ページの最初のところでして、現実的な課税方法は、石油石炭税のさらなる税率の上乗せが妥当であるということ、60ページの最後で書いていて、かつ61ページには、ただいまのところ、さらなる税率の引き上げは予定されていないと述べているということなのですが、温対税として税率を上げること、石油石炭税としてさらなる税率の上乗せをすることは、結果的には余り変わらないことなのだけれども、問題はそこに何らかの区別をこの答申で意図しているのか、それとも、石油石炭税であれ、温対税部分であれ、どちらであれ、税率を引き上

げることであるならば、それはどちらでもよいというつもりでおっしゃっているのか、そこが読んでいただけではちょっとわかりにくいところがある。区別しているなら区別していることをよりわかりやすく文章中にも付記すべきだと思いますし、温対税は温対税、ベースの石石税の部分は石石税の部分だとしているということで、これから話を続けますよということであれば、それはどこかではっきり書いておかなければいけないのかなと。

55ページのところで、石油石炭税に上乗せする形で地球温暖化対策のための税（温対税）と、ここでは書いてあるのですが、これはわかったと。用語法についてはわかったと。だけれども、石石税と温対税は課税ベースは一緒でしょうと。だったら、これ以降、用語法についてはわかったけれども、どちらの部分の税率をどうするのかということの対応関係が、書き方として、文章表現としてという意味ですけれども、より明確にしたほうがいい。明確にするという意味はどういうことかという、本則部分で上げるという話なのか、上乗せ部分で上げるということなのかを区別するのか、それとも別にどちらでもいいから、とにかくちゃんとインセンティブを働かせるように税率設定せよと言っているのかをはっきりさせたほうがいいと、そういう意味であります。

【〇〇委員】 補足ですけれども、今の点、私はそうは思っていないで、ここでの石石税の上乗せは温対税の上乗せと理解していたのですけれども、そういう前提で読まないで、確かに石石税への上乗せという取られ方もされかねなくて、何が違うかという、石石税は必ずしも炭素含有量に応じた税率になっていないので、そっちに上乗せするのと、炭素含有量に応じた税率になっている温対税に上乗せするのでは、上乗せの仕方の意味が変わってくることになるので、ここは温対税への上乗せと明記したほうがわかりやすいのではないかと思います、どうでしょう。

【〇〇小委員長】 全くそのとおりなのですね。ですので、意図はそういうことで、〇〇委員がおっしゃるとおり、要するにカーボンタックス分を上乗せしていくべきだという一貫したメッセージですね。ただ、実際には石石税の上に乗っているんで、表現ぶりはこう書いても間違いではない。ただ、読者にはというのは〇〇委員のおっしゃるとおりですね。ありがとうございます。

〇〇委員、よろしく申し上げます。

【〇〇委員】 リーダーフレンドリーな表現なのかなという点で、60ページの最初のボツの末尾、6行目、7行目あたりで、温対税に関する記述のところ。「実質的には排出抑制のインセンティブが余り機能しておらず、事実上の目的税に近いものとなっている。」と書いてありますが、事実上の目的税に近いものとなっているのだという話は、このくだりでは出ていなくて、インセンティブが機能していないというのが多分、このボツで主に言いたいことなのかなと思います。書いた方のお気持ちとしては、しかも目的税に近いものとなってしまっているんだよということだと思うのですが、読み下していくと、「事実上の目的税に近い」とぼんとここに入ってくるのは、ちょっとわかりにくいのかなと。つまり、その辺の知識がないと、あたかも排出抑制のインセンティブが機能していないがために、事実上目的税になってしまっているという理解の仕方が、一番自然な読み方になるような気がするのですね。

【〇〇小委員長】 ここは2つ解釈のしようがあって、要は、インセンティブ課税のほうで、価格効果がないのであれば、実質、財源調達をしている、これ、御存じのように特会を通じて企業の温暖化対策の補助金に充てていますので、その財源目的として目的税的に、先ほどお話したように、一般財源に一旦なってから通って特会のほうへ戻っているのですけれども、実質それになっているという意味が1つと、あともう一つは、ここに必ずしも明示的に書かれていないのですが、議論してしましても、環境税の効果は結局、支出する側の効果で辛うじて保たれているという部分があるのですね。たしか2030年までで、みずほ総研が計算したところによると、価格効果ではたった0.2%しか減らす効果がないのに対して、支出側では、2030年までかければ、13年基準で4.8%ぐらいはマックスで減らす効果があると試算できるという話ですので、実質、目的税というか、支出する効果でもっているというか、インセンティブが辛うじて保たれているという意味もあると思うのですね。

そういう意味でどうなのでしょうね。〇〇委員としては、誤解を生じると。

【〇〇委員】 特会に繰り入れられてということで、事実上、目的税に近いものとなっているということが一方であり、一方で、取るほうにおいては、インセンティブ効果を発揮するほどのものになっていないということですね。それぞれそのとおりなわけですが、「実質的には排出抑制のインセンティブは余り機能しておらず、事実上の目的税に近いものとなっている」と書いてしまうと、「排出抑制のインセンティブが機能していないから、事実上の目的税に近いものとなっている」と読まれかねないので、余り親切な表現ではないような気がするのですね。

【〇〇小委員長】 どうぞ。

【〇〇委員】 私もそのとおりだと思います。私なりに修正案を考えると、60ページの最初のポツの最後の文章で、「インセンティブは余り機能していない。」と一旦とめておいて、もうちょっとやわらかい表現にしてくださいでも結構ですが、あえてストレートに言いますと、「余り機能していない。結局、税収は特別会計で特定した人に使われており、事実上の目的税に近いものとなっている。」という感じかなと思うのです。

【〇〇委員】 そこまで踏み込むか、あるいは、機能しておらず、事実上財源効果しか果たしていないと。本当は2つ効果があるのだけれども、インセンティブ機能はなくて、財源効果しか果たしていないよという言い方でとどめるのも一案かなと思うのです。踏み込んでもいいのですけれども。

【〇〇会長】 ちょっとよろしいですか。今、御議論になっているところは、恐らく60ページの「事実上の目的税」という言葉が先に出てきて、62から63ページの特会の話が後から出てくるから話がわかりにくいのかと思います。

【〇〇委員】 59ページの最後に、一応、特会の話は書いてあるのですね。

【〇〇会長】 そうすると、今、〇〇委員が言われたのは財源効果でしたか。

【〇〇委員】 財源効果か、財源調達機能ですかね。どちらか。

【〇〇会長】 59ページと62、63ページに、両方に書いてありますので、ここで3回書かなくてもいいかなという意味では、〇〇委員が言われた表現が適切かなと、私は思いました。

【〇〇委員】 会長のおっしゃったことに同意します。それならば、62ページのところで、「実質上の目的税に近いものになっている」という表現を、使途の話のところで、62ページのほうにその表現はして、もっと使途を柔軟化しろという話を強調するということなのかなと思います。

【〇〇小委員長】 わかりました。ありがとうございます。

〇〇委員、よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 今の62、63ページあたりに関連するものです。63ページの上の段落の最後のあたりで、「各地方自治体への具体的な財源配分のあり方は今後の課題となるが」というあたりなのですが、今後の課題となって検討していくわけだと思うので、「税収の一定割合を国から地方へ譲与するなどし」というところも、別に例は要らないと思います。言いたいことは、その使途を地方自治体の裁量に委ねる方向に持っていきたいということだと思うので、まだ詰めていないような話をいろいろしなくてもいいのではないかなという気がします。ですので、はっきりと地方自治体の裁量に委ねることがわかるように書く。これが目的税化していることのおかしな点だという意味でも、そうしたほうがいいのではないかなという気がします。

2つ目は、これは知識不足ですが、上乘せ税率だと言っているときには、譲与税でしかやりようがないものなのですかね。今、報告書的前提はそうになっていると思うのです。仕組み方がどうなのかかが全然わからないで聞いているのですけれども。そういう不明確なところもあるので、書きぶりとして、余り議論をしていないところだとすると、報告書に余り書き込み過ぎると、いろいろな不整合を招く種をまいてしまうことになるので、議論を詰めたものは言っておいて、議論を詰めるべきところは保留しておいたほうがいい箇所ではないかなと思います。

ここはちょっと気になった部分です。

3つ目は、先ほどの54ページのあたりの税率を維持するという部分は、理論的にはどうなのですかね。現行税率では、全然価格効果がないのだったら、税率などはもっと高くないとだめなわけですね。維持どころではなくて、足りないという言い方をしてしまうとまずいわけですかね。どういう意味で当面は維持だという言いぶりになっているのか。先ほどの価格効果がほとんどないという感じであれば、税でもしいくのであれば、炭素の使用を抑制するという意味では、もっと高くしなければいけない。現状維持どころではなくて。先ほど〇〇委員などのお話しになったところですね。炭素税の目的という観点で見たときに、税率という意味では、本来、税率が低過ぎて全く効果がないという前提に立てば、現状維持どころではなくて、もっと高いのではないかという書きぶりだっていないわけではないところに、今はこういう書き方をしているという読み方もできるわけですね。

【〇〇小委員長】 先ほどのインセンティブ効果が低過ぎるというのは、石石税の上乗せ部分です。そっちは燃料課税です。

【〇〇委員】 燃料課税のほうはどうなのですか。これは結論出ていないのですか。済みません、今やる議論ではないかもしれないですけども。

【〇〇小委員長】 総務部長、どうぞ。

【総務部長】 幾つかの議論が混在している、そういう答申案になってしまっていることをまずおわびしなければいけないのですけれども、54ページのところは、要は自動車にかかる税の税負担をどうするかという文脈の中で、地方としては、道路特財でなくなったとしても、かつて道路特財であった税収水準はできるだけ維持したいと、そういう文脈でこういう書き方をしています。したがって、もちろん上げられればそれにこしたことはないのですけれども、今は下げろという圧力に対してどう耐えるかという議論を都税調にお願いしている立場でございます。もちろん、自動車の中では、環境税制、あるいは環境の側面を重視していかないといけないだろうという議論はあって、例えば、走行距離に応じた税負担をすべきである、自動車税を課税すべきであるという議論は前からあったわけですが、それを車体でやるのか、あるいは環境への影響も車体課税でやるのか、あるいは燃料課税でやるのかという議論は別途あるわけですね。したがって、ここだけの、あるいはことしの議論だけではなかなかいえないかもしれないのですけれども、自動車についてはそういう背景があるということで御理解いただきたいと思います。

それから、地方の環境対策経費をどうするかという意味での環境税の話なのですけれども、63ページで御指摘があったところは、1つは使途を自由化、あるいは裁量度を高めるというものもあるのですけれども、要するに、今は国のほうで全部抱え込んでいて、補助金という形でしか地方は使えないような状況になっている。それを地方の財源として考えていただけないだろうかという問題提起と私どもは理解しています。その場合に、国税から移譲するというやり方もあるし、地方税分を上乗せするというやり方もあると思います。

最後に御質問あった地方でどうするかということについては、国税として一旦取って地方へ配分する譲与税等の形であれば、今の温対税、上乗せ税という形でできるとは思いますけれども、最初から地方税で仕組むということになると、地方消費税と同様に、改めて地方税として構築をする必要が出てくるかなと思っています。別に国税と同じでも構いませんし、交付税の一定額という定め方も、それはいろいろあるかと思っていますけれども、地方独自の財源としてしまうためには、やはり地方税として仕組まないといけないと思います。ちょっと補足をさせていただきました。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、何かありますか。

【〇〇委員】 燃料税のところですが、部長がおっしゃることはよくわかっているつもりで、炭素税と言った瞬間になのかな、燃料課税をインセンティブ目的でともしなるとすると、二酸化炭素については、石石税

だと全然足りないのだけれども、日本のガソリン税だと、温暖化対策の外部費用としては高過ぎるという研究が結構あって、少なくともIPCCとかで1トン100ドルと言っていたよりはずっと高いんですね。ということになるのですけれども、ただ、自動車走行の外部性と、あとは燃料の外部費用も温暖化だけではないという側面をいろいろと加えていくと、今よりももっと高くすべきという議論もあるんですね。というところになるので、インセンティブと言った瞬間に、適正な税率というのはいくらもわかりませんという話になるのですよ。こう考えればこうだけれども、こう考えればこうだという話になる。そうすると、炭素税と言って今の税率を正当化するのは直結しないので難しいのではないですかというのが私のさっきの問題意識です。なので、部長がおっしゃっていただいたように、間にいろいろと工夫をしてつなげていただければいいのだと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そろそろ時間が、想定以上に環境税で盛り上がりましたので。

【〇〇委員】 ちょっとだけ、違う論点で、簡潔に申し上げます。まず、42ページの遺族年金のところですが、私は総会に出られないので、場合によっては議事録から削除していただいてもいいかもしれませんが、都議の方々の御発言などで、障害者に対する年金も確かに非課税なので、それを思い起こさせる記述だから、これごと削除してくれと言われたとすると大変困る。私は障害者の年金についてはここでは何も言っていないのです。ですから、そこは別物だと。しかも、若い遺族の方に対する遺族年金についても何も言っていない。高齢者の遺族で、人間には寿命があるので、夫に先立たれる妻もいるわけですから、そのときにもらう年金が、自分の年金受給権でもらった場合は丸ごと課税される。課税されるといっても、公的年金等控除あつての課税ですから、直ちに所得税や住民税を払わなければいけないわけではないのですけれども、遺族年金はそもそも課税対象から外される、非課税であるということについての問題提起ということですので、何とぞ都議の先生には御理解いただけるように、私がおかしいところを申し上げられるのですけれども、そこは釘を刺していただきたい。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、時間もございますので、このセクションについては終わりにしまして、「Ⅲ 東京における税をめぐる諸課題」の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、68ページをお開きください。ここは「東京における財政需要」の中の一つになります。中段の「東京を訪れる外国人への対応と東京2020大会に向けて」です。前回の小委員会の中で、ここにある「Wi-Fi接続環境の向上」につきまして、アンテナ設置等のインフラ整備だけではなく、ソフト面など多様な切り口が存在するというので、「インフラ」という言葉を今回削除しております。

また、69ページ、一番下では、事務局において段落を独立させていただきました。

続きまして、「2 税に対する理解の促進」についてです。72ページをお開きください。ここはタイトルの「主権者意識を高める租税教育の充実」から「主権者意識を高める」を削除しております。御意見が前回ございまして、実際には税の意思決定プロセスまで含めた租税教育を行って初めて主権者意識の醸成につながると思うが、現実的にそこまでの教育を行うことは難しいのではないかという御意見を受けております。

また、74ページをお開きください。中段の部分なのですが、時間的な面での学校現場の負担に対する配慮も必要という御意見をいただいております。74ページの中で「教育課程における時間的配慮をしつつ」という点を加えております。

続きまして、「3 都の重要施策を支える税制の役割」についてです。最後の78ページをお開きください。2つ目のポツで、税による軽減に関する記述の部分で、租税支出がオフ・バジェットになってしまうというところが問題である。「租税支出」という言葉を使用するほうがいいという御意見をいただきまして、修文をしております。「税による軽減は、支出（歳出）と同様の効果をもつことから、租税支出と呼ばれることがある。租税支出は通常、予算の外（オフ・バジェット）におかれ」といたしました。

説明は以上です。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、この「Ⅲ 東京における税をめぐる諸課題」について御意見いただければと思います。

〇〇委員。

【〇〇委員】 事前説明いただいたときに気がつけばよかったのですが、資料の62ページ、キャップ・アンド・トレードの記述を拝読していて、67ページの下のほうにも同様の記述が、ほとんど同じような記述がありますので、書きぶりを少し変えられたほうがインパクトが出るかなと思います。

この9月に学生を引率してオーストラリアに行っておりまして、そのときに現地の先生から、日本の税制との比較みたいなことをディスカッションさせていただいたのですが、確かに海外からの評価は高いというところは正しくて、これは釈迦に説法ですけれども、オーストラリアは一旦炭素税を入れて廃止しておりますので、そういう意味では、彼らは失敗したと言っていて、それに比べて日本は、地方レベルでこれがちゃんと導入されて、まだずっと動いているというのはすごいと言っていたので、連邦国家でもないのと言われましたけれども、そういう意味では、もし都の税調の答申として出すのであれば、そういうものは特色になるのかなと思います。狭義の炭素税とはまたちょっと異なりますので、同列に論じていいのかなというのは、私は素人的には考えておりますけれども、いかがでしょうか。これは埼玉県とやっているのですか。

【〇〇小委員長】 そうです。埼玉県も東京と同じタイプで。

【〇〇委員】 なので、それをモデルケースとして引用していただいたので、学生にとってもいい刺激になったかなと、個人的に思っております。

【〇〇小委員長】 表現的には、67ページのこれと。

【〇〇委員】 62ページの3ポツのところ、内容がちょっと重複しているのかなと思います。環境都市の実現というか、むしろ環境政策という面で67ページは書かれているのかなと、個人的には感じておりますけれども、重複するのであれば、書き方を少し工夫されたほうがよいかなと感じました。

【〇〇小委員長】 削るというよりも。

【〇〇委員】 削るとすれば、どちらを削るかという議論になりますね。環境税のCO₂のほうの話だけをもうちょっとリファインされたいのであれば、むしろ62ページの記述を後ろに持ってくるとか、そういうふうにされた方がすっきりされるかなと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

わかりました。このあたり、検討させていただきます。ありがとうございます。2カ所ですね。62ページと67ページですね。

ほかにはございますでしょうか。〇〇委員、よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 今の〇〇先生のキャップ・アンド・トレードの話、私、余り突っ込まなかったのですが、ここを突っ込むとすると、排出権取引の話と炭素税の話と両方書くとすると、本来、その間の整理、関係性、どちらにどう役割を果たさせるのか、本当は片方だけでいいのではないかという話が常にあるので、その整理を本当はしたほうがいいのではないかと思います。そこまで議論もしていないので、こういう書き方でとりあえずはいいのかなと。ただ、〇〇委員もおっしゃったように、どちらに重点を置くかは検討したほうがいいのかなと思います。

もう一つ、72ページの租税教育の話なのですが、前回、〇〇先生からいろいろと御指摘があつて、私が受けとめたニュアンスですが、要するに、租税教育をしても、かえって税を払いたくないという気持ちのほうに先に立って、かえって反感ではない、何とおっしゃいましたか、結構否定的なことをおっしゃったと記憶しているのですが、それを受けて、確かに主権者意識という、税の仕組みを教育するだけでは主権者意識まではい

かないのではないですか、そこまで踏み込むのはなかなか難しいのではないですかと私が発言したのですけれども、その後に事務局から、選挙管理委員会だとか、あるいは関係部局のほうとも連携をしながらこの話を進めていこうとしているのだというお話がありましたね。それを聞いて、そこまで考えているのであれば、実際、主権者意識を高めるところまでいけるかどうかはわかりませんが、そういう方向で租税教育を実施していこうという意識があるのだということ自体は言ってもいいのではないかと気がするのですが、どうでしょうか。なので、これは消さずに、ほかの部局とも連携しながらということを書いたほうが、より前向きな答申になるのではないかと思いますので、そういう方向も考えていいのではないかと思うのです。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

租税教育について、ほかにも御意見ございますか。委員の間は大丈夫ですか。

【税制調査課長】 1点だけ、先ほど、他部局との連携を書いたほうかというお話については、74ページの中段で書かせていただいております。ちょうど網かけのすぐ後ろの部分になっております。

【〇〇小委員長】 〇〇委員からは、典型的には寝た子を起さなくてもいいのではないかという表現もあったかと思えます。わざわざ知らない間に取られているみたいな、しっかり徴税できているのであれば、財源はそれでいいのではないかと、わざわざ主権者意識を持たせてというニュアンスでしたけれども、18歳に選挙権も引き下げられたところですし、自分が払った税金がどう使われていくのかということも含めて、しっかり関心を持って、納得した上で積極的に払っていくというポジティブな感覚を涵養していくというのは大事なことでないかと個人的には思っているのですけれども、先生方も、御意見がもしあればいただければと思います。

〇〇先生。

【〇〇委員】 69ページに、「財政需要に応じた地方税財源の拡充」という項目が設けられていて、その後にある部分だとすると、財政需要があった上での税の話という方向性を前面に出していけないかなど。もう少し、支出面でどういう状況にあって、それに応じる形で税がどんな仕組みになっているのかとか、そういう観点で、財政を意識した上での税みたいな方向性にしたいほうがいいと思います。基調はそうなっているとは思いますが、財政需要があるもとの、それを満たすものとしての税というのを、もう1行か2行ぐらいの強調があるといいのではないかという気がします。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。〇〇委員、よろしくお祈りします。

【〇〇委員】 別のところですけれども、78ページです。租税支出のところの修文はこれでいいと思います。

もう一段、同じ段落の最後の文章で、幾つかの意味を込めて、次のフレーズを入れ込んでいただければと思います。「こうした性質を踏まえ、税による軽減を行う際には」、この後ですけれども、「既存の制度を広く周知するとともに、導入後の」、あとは一緒ですけれども、というフレーズを入れてはどうかと思います。

というのは、結局、租税支出と呼ばれることがあるというのはそのとおりで、あえて、なぜ租税支出といってラベルを張るかということですね。結局、そういうものがあることを国民に理解してもらうために、あえて税の優遇措置として人々に知らしめるということが、一つ、租税支出とあえて呼んでいるところの効果なので、もちろん、それをちゃんと有権者としてモニターしてほしいという意味もあるけれども、もう一つは、せっかくそういう制度をつくったのだけれども、そもそもその存在を知らなくて、活用するチャンスのある人たちが活用しないということになってしまっても、せっかくの政策効果はそれだけ目減りしてしまうということもあるので、よかれと思って設けたのだならば、それをより多くの人に知ってもらって活用してもらおうというのはいいことだし、さらにもう一つ、本当に効果があるのかと疑問に思っている人からすると、そもそもそういう仕組みがあること自体を知らなくて、気がつくのが遅れて、本当にそういった効果があるのかという話になっていけなないので、両方の意味で、使える人には使ってもらおうというのはあり得るだろうし、疑問を持っている人からすると、

事後的に検証するという意味においても、制度を知ってもらうことは重要なこと。なので、あえて租税支出とくり出した上で行う際には、広く周知すると。

ただ、ここで既存の制度という表現を使ったのは難しいなと思ったのは、既にもう導入されているものがあるわけですね。これから導入されるものもある。これから導入されるものについては、文章として言えば、税による軽減を行う際には、導入時に広く周知するという言葉になるのかなと思うのですが、そうすると、これから導入されるものについてだけ特別に広く周知するという話なのかというと、私の意図としては、既に存在していて、継続中というものも、今までは、そこまで目立つような形で周知はしていなかったらと思うので、そういう表現を使ったのですが、最後はお任せします。

【〇〇小委員長】 御示唆は非常によくわかりました。ありがとうございます。

ほかは大丈夫でしょうか。

【〇〇委員】 1個だけ、本当に瑣末な話で、今の租税支出のところで、文面は〇〇先生がおっしゃった感じでいいと思うのですが、オフ・バジェットという使い方は、ちょっと誤解を与えてしまう可能性があります。国によってちょっと使い方が違ったりしていて、アメリカでオフ・バジェットというのは、租税支出も入るので、いわゆる一般会計外のものをオフ・バジェットと言ってしまうときもあるので、これ、なくていいのであれば、租税支出で言ったほうがわかると思うので、片仮名のオフ・バジェットをカットしてもいいのではないかという気がします。

【〇〇委員】 カットする可能性については私も同意です。それならば、その一つ前の通常の予算の外というのを、通常の歳出予算の外というのですか、歳入予算にも入っていないと言え入っていないかもしれませんけれども、一応、税の条例は通しているのだから、歳入予算で、その減収は織り込んでいるみたいなことを、ちょっと細かいことを言われると差し障るので、歳出予算の外であることは間違いないということなので、通常の歳出予算の外としてもいいのかなと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

というところで、お時間が来ましたので、締めくくりたいと思います。会長、最後に総括的なコメントをいただければと思います。

【〇〇会長】 皆様に貴重な御意見、御指摘をいただきまして、ありがとうございます。いただきました御意見を踏まえて、小委員長と私のところで修文をした上で、これを総会にかけるところに持っていきたいと考えております。もちろん事務局の皆様からもいろいろ御発言をいただきましたが、最終的に文章に関して責任を持ちますのは小委員長と私ですので、その責任で全てやらせていただきたいと考えております。そういう形で、今年度の答申案を総会に提案させていただくということで、よろしく願いいたします。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

それでは、その他、事務局で2点報告がございます。1点目は環境税制に関する分科会の設置について、2点目は税への理解を深める取り組みに関する国際調査の実施についてです。それでは、事務局、その2点、よろしく申し上げます。

【税制調査課長】 それでは、まず、分科会の設置について御説明をさせていただきます。今年度、検討テーマとして取り上げた「車体課税を含む環境税制」について、来年度、小委員会の議論に資する調査研究を行うために分科会を設置いたします。

委員につきましては、設置要綱第7の規定により、小委員長の指名によることとなっております。〇〇小委員長と御相談しつつ、会長の御意見も伺いながら選任をさせていただきました。

今回の分科会会長は〇〇委員にお引き受けをいただきまして、委員には〇〇委員、〇〇委員にそれぞれお引き受けいただいております。

なお、分科会の検討結果につきましては、来年度、小委員会で御報告をさせていただきます。分科会については、議事は非公開で行いますが、議事要旨は公開させていただくことといたします。

説明は以上です。

また、続きまして、今後、実施の予定をしている調査について御説明をさせていただきます。A4横の資料をごらんください。

今年度税制調査会では、「税への理解を深める取組」を新たな検討課題として取り上げ、御議論をいただきました。

諸外国における租税・納税教育や税務広報、また税務職員の資質を向上する取り組みを調査し、これらの取り組みが税に対する理解の促進にどのようにつながっているかを分析いたします。

調査の視点を御説明させていただきます。図表1、図表2をごらんください。日本は租税負担率が低いにもかかわらず、中間層の痛税感は大きくなっています。一方で図表3を見ていただきますと、日本の税に対するコンプライアンス意識、いわゆる税金をきちんと納めなければいけないという意識は高いという結果がございます。このことから、納税者の意識は、定められた税は納めなければならないという段階と、納得した上で納めるという段階に分けて考えることができます。

今回の調査では、制度をただ周知するためだけの教育・広報にとどまらず、納得感を高めるための取り組みにも焦点を当てて実施をしていきたいと考えております。

調査の内容につきましては、右のとおりとなっております。各国の租税教育の位置づけやプログラムについて調査を行うとともに、税務広報についても、情報公開のあり方、また広報活動に関する評価手法、税務職員の資質向上に対する取り組みについても調査を行う予定です。

調査対象国は、4にございますように、日本を含めた5カ国を予定しております。

調査結果につきましては、来年度の小委員会において御報告をさせていただきます。

説明は以上です。

【〇〇小委員長】 本日はお忙しい中お集まりいただき、どうもありがとうございました。これにて第5回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —